

駐在だよりはるにれ

みんなできつこう 安心な街

実りの秋到来。農業・漁業いよいよ最盛期。無事故で乗り切ろう！

実りの秋を迎え、これから農業・漁業とも最盛期に入ります。豊頃町でも毎年作業事故が発生していますので、作業中は「安全を最優先」とし、事故のないよう注意しましょう。

また、これからの時期、大型のトラクターや積み荷を満載したトラックが国道などを走行します。無理な追い越しなどにより交通事故の発生が予想されますので、ドライバーの方は、次の点を心がけましょう。

▲貨物自動車運転される方へ▼
・積荷は積載量を必ず守り、過積載はやめましょう。
・積載前に車両や積荷の点検を実施しましょう。

▲乗用車を運転される方へ▼
・無理な輸送計画はやめましょう。
・貨物自動車の後方を走る際は、普段より車間距離を多くとりましょう。

・無理な追い越しは慎むとともに、もし追い越しをする場合でも、貨物自動車の直前に割り込むことのないようにしましょう。

問合せ先

池田警察署	☎572・0110
茂岩駐在所	☎574・2013
豊頃駐在所	☎574・2151
大津駐在所	☎575・2002

夕暮れ時 あなたを守る 反射材

「秋の全国交通安全運動」が実施されます。

【期間】9月21日(火)～30日(木)の10日間
【運動重点】子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保。

・夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上。
・自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底。

・飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶。飲酒運転は悪質な犯罪です！

「しない・させない・許さない」を徹底し、二日酔い運転を含めた飲酒運転を根絶しましょう。

9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です。一人一人が交通ルールを正しく守り、思いやりのある交通マナーで「交通事故死ゼロ！」を目指しましょう。

知っていますか？警察相談#9110
9月11日は「警察相談の日」です。「#9110」は警察相談専用の短縮ダイヤルです、お気軽に相談してください。

地域安全ニュース

問合せ先

池田警察署	☎572・0110
-------	-----------

不審電話に注意

役場職員がたる不審電話

役場職員を名乗る人物から、詐欺とみられる不審電話が多くなっています。

「医療費を返金するので口座番号を教えてください」「国民健康保険料の還付がある」などと言われ、金銭や口座番号を要求されたという内容の相談が相次いでいます。警察では、詐欺の疑いがある電話は、「家族や警察に相談してください」と呼びかけています。

○お金の話、口座番号の話は詐欺
○危ない！渡すな！キャッシュカード

▲自粛中のネット被害増加▼
SNSの利用で被害が増えている

コロナ禍の影響により、子どもたちが自宅でインターネットを利用する機会が多くなることで、不適切な発言などから青少年の非行や子どもたちの犯罪被害が多くなり、深刻な状況になっています。未来を担う青少年の健全な育成は、家

「ご自宅や物置にクロスボウ(通称ボウガン)はありますか？」
銃刀法が改正され、クロスボウの所持が原則禁止・許可制となり、改正法の施行後に不法所持した場合は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に問われます。

庭や学校、地域社会、教育機関、警察署等で非行と犯罪被害防止に取り組んでいくことが重要です。

▲全国地域安全運動▼

安全で住みよい地域社会づくりの推進
【期間】10月11日(月)～20日(水)

10月11日は「安全安心なまちづくりの日」
■青少年の非行防止と健全育成
▽青少年に悪影響を与える環境をつくらぬ。
■覚せい剤の乱用防止とシンナー等の薬物の排除

▽「好奇心・興味本位」にながされないように、正しい知識から乱用防止活動を推進する。

■高齢者と長寿社会対策の推進
▽特殊詐欺の被害防止キャンペーンを活用した広報啓発を推進する。

▽新型コロナウイルス感染症対策に乘じた犯罪の被害防止を推進する。
■女性と子どもを被害から守る対策の推進
▽実践的な防犯教育を推進する。
▽発生傾向を踏まえた被害防止対策の推進。

現在不要となったクロスボウについては、警察署で無償で処分をしていますので、ご自宅などに所持している方は池田警察署までご相談ください。
問 池田警察署 刑事・生活安全課生活安全係 ☎572・0110 (内線261)

国民年金からのお知らせ

ねんきん定期便

問合せ先

帯広年金事務所(帯広市西1条南1丁目)	☎0155・25・8113
役場住民課戸籍年金係	☎574・2213

日本年金機構では、より身近でわかりやすい年金を目指して、年金加入記録や年金見込額などの情報をお知らせするため、現役加入者の誕生日に「ねんきん定期便」をお送りしています。

「ねんきん定期便」とは

年金記録を定期的にご確認いただけるよう、国民年金・厚生年金の現役加入者の方にお送りするものです。節目年齢(35歳、45歳、59歳)になる方には「封筒」で、それ以外の方には原則として「はがき」でお送りします。一部、節目年齢になる方以外で、封筒でお送りする場合があります。

「ねんきん定期便」で確認できることは

- ①これまでの年金加入期間
 - ②これまでの加入履歴に応じた年金見込額(年金受給者(支給停止の方も含む)の方は記載していません)
 - ③これまでの保険料納付額(厚生年金保険料については、被保険者負担分のみ)
 - ④年金加入履歴
 - ⑤厚生年金保険の標準報酬月額等の月別状況
 - ⑥国民年金保険料の納付状況
- ※上記すべての内容が送付される方は、「封筒」でお送りする方に限られています。「はがき」でお送りする方の場合、上記の①～③については前年度のもの更新して通知されますが、④は省略し⑤と⑥については直近1年分が通知されます。

ご自分の年金記録等についてご確認ください。

確認したあとの手続きは

- 「もれ」や「誤り」がある場合のみ 回答してください。
- 【封筒】でお送りした方
▷同封の「年金加入記録回答票」に記入して返送してください。
- 【はがき】でお送りした方
▷右記「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にお電話ください。「年金加入記録回答票」をお送りしますので、届きましたら記入して返送してください。

「ねんきん定期便」に関する問合せ

- 「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用番号」 ☎0570(058)555(ナビダイヤル)
 - 050で始まる電話でおかけの場合は ☎03(6700)1144(一般電話)
- 受付時間
- | | |
|-------|------------|
| 月曜日 | 8:30～19:00 |
| 火～金曜日 | 8:30～17:15 |
| 第2土曜日 | 9:30～16:00 |

新型コロナウイルス感染症により収入が減少している方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合は、令和3年度においても臨時特例免除申請ができます。

■対象となる方
次の2つを満たす方が対象となります。
①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方
②令和2年2月以降から当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準となることが見込まれる方

■手続き方法
「国民年金保険料免除・納付猶予申請書※」と「所得の申立書」を役場住民課戸籍年金係または帯広年金事務所に提出願います。※免除申請書にマイナンバーを記載し、郵送で申請する場合は必ずマイナンバーカードの両面の写しを同封してください。

広報とよころ
▼国民年金からのお知らせ

社協だより

役場だより

駐在だより
▼地域安全ニュース
広報とよころ

社協だより

役場だより